

## 入院時食事療養費の負担額変更のご案内

厚生労働省より令和 8 年 6 月 1 日から入院時食事療養費の費用（入院中の食事代）に関する改正がありましたので、下記の通り負担額が変更となります。

所得区分		令和 8 年 5 月 31 日まで	令和 8 年 6 月 1 日から
70 歳未満	70 歳以上		
区分ア	現役並みⅢ	1 食につき 510 円	1 食につき 550 円
区分イ	現役並みⅡ		
区分ウ	現役並みⅠ		
区分エ	一般		
区分オ	低所得Ⅱ	1 食につき 240 円	1 食につき 270 円
	低所得Ⅰ	1 食につき 110 円	1 食につき 130 円

※上記内容は、医療機関共通の金額となります。